

五監公告第 17 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

財政課

3. 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成30年9月28日～平成30年10月26日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

普通財産又は土地開発基金として管理している財産については、効率的な運用と併せて経費の節減が求められるが、長年にわたり遊休状態と思われる土地が一部見受けられる。運用方針について早急に検討され、有効活用を図られたい。

(2) 所見

普通交付税については2016年度（平成28年度）から段階的に縮減され、合併16年目の2021年度（平成33年度）からは、合併後の新市の行政需要に基づき算定されることとなっている。

市財政の健全で持続可能な運営のためには、歳出の削減と併せて新たな自主財源の確保が重要であり、公共施設の使用料等の見直しやごみ処理の有料化は、受益者負担の適正化の観点からも喫緊の行政課題である。

市においては、自主財源の確保のため早急に受益者負担の見直しに取り組むとともに、行財政改革による歳出の削減を図り、さらなる財政の健全化に努めていただきたい。